

事業者の方の手続き

■会社等法人登記関係

会社等法人の所在地及び代表者等の住所について、変更登記の手続きをしてください。詳しくは冊子「**会社等法人の変更登記について**」をご参照ください。

登記変更手続きに関する登録免許税は、住所変更証明書（P1 参照）の添付により免除されます。

ことがら	手続き・必要書類	担当窓口・連絡先
会社等の法人の ・本店所在地 ・支店所在地	実施日以後、 2 週間以内 に変更手続きをしてください。	名古屋法務局 本 局 ☎952-8071 中区三の丸二丁目 2 番 1 号
会社等の法人の ・代表者等の住所	1 登記申請書 2 住所変更証明書 3 委任状(代理人が申請する場合) 等 詳しくは冊子「 会社等法人の変更登記について 」をご参照ください。	地下鉄名城線「名古屋城」駅下車、5 番出口徒歩 2 分 ※熱田出張所及び名東出張所では申請できませんのでご注意ください。 または 本店所在地を管轄する法務局
会社等法人が所有する不動産の所有権登記名義人の住所	冊子「 会社等法人の変更登記について 」をご参照ください。	

■免許・許認可関係

会社や個人事業所等にかかる許認可、指定、届出、登録等の所在地変更については、当初に手続きをした機関にご確認ください。

※このほかにも、所在地変更等の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。

※各所への所在地変更手続き等を専門家(司法書士等)に依頼した場合、報酬等の費用負担が生じます。

町名町界の整理について

私たちの日常生活のなかで、町名(字名)・町界(字界)または住所が複雑でわかりにくいため、次のような混乱や不都合が生じることがあります。

- ・救急車、消防車などが早く目的地に着けない
- ・郵便物等の配達が遅れたり、間違って配達されたりする
- ・訪問者が目的の建物や人を探すのに苦労する

名古屋市では、こうした町名、町界や土地の地番の混乱による不合理を解消するため、土地区画整理事業が行われている地区についてはその換地処分にあわせて、その他の地区については住所の混乱の著しい地区から、順次、町名町界の整理を進めています。